



アトミビジネスへのご案内
概要書面

ATOMY
OVERVIEW
DOCUMENT

Vol.03 2018.06.01

本書面は「特定商取引に関する法律」第37条1項により、交付することが義務づけられている書面です。メンバーの方は、メンバー候補者の方が入会する如何にかかわらず、本書面の内容を良く説明し、必ずお渡してください。

メンバー候補者の方は、登録をされる前に、本書面をよく読んで十分理解されますようお願い致します。本書面の内容をよくご確認のうえ、お手元に保管してください。

紹介者の記入欄

氏 名	
会 員 I D	
ゲストパスワード	
電 話 番 号	
住 所	

指定者の記入欄

氏 名	
会 員 I D	
ゲストパスワード	

メモ欄

※アトミに会員登録の際には、既存アトミ会員からの紹介が必要です。
上記の紹介者からアトミの紹介を受けてください。
詳しくはアトミジャパンのホームページ www.atomy.com/jp
又は顧客ハッピーセンター (03-6705-8640) までお問い合わせください。

会員登録専用シリアルナンバー

もくじ CONTENTS

01	ご入会の前に必ずお読みください	P2
02	会社概要 / 特定負担 / メンバー資格	P3
03	メンバー登録手順	P4
04	登録申請時の注意事項	P5
05	製品紹介	P7
06	購入方法	P8
07	商品の引き渡しの時期及び方法	P8
08	お支払方法及び配送料金	P8
09	バイナリーシステムの採用	P9
10	マーケティングプラン	P10
	自己レベル及び取得条件 / ベーシックボーナス タイトルボーナス / 昇格基準 タイトル昇格によるボーナス / プロモーション金額 / センターボーナス	
11	コミッション（特定利益）受給資格	P12
12	コミッション支給（調整金）	P13
13	登録撤回による登録抹消	P14
14	期間満了による登録抹消	P14
15	退会による登録抹消	P14
16	メンバーの再登録について	P15
17	商品の交換	P16
18	メンバー都合による返品（中途解約・返品）	P16
19	一身専属	P18
20	新規勧誘についての注意事項	P19
21	その他禁止事項	P20
22	抗弁権の接続	P21
23	違反に対する処分	P21
24	メンバー契約の解除	P22
25	準拠法及び管轄権	P22
26	その他	P22
27	個人情報 の取扱いについて	P23
28	クーリングオフ	P24
29	別紙	P26

ご入会の前に必ずお読みください

アトミジャパン合同会社(以下「アトミ」という)商品やビジネスについて説明する場合、特定商取引法第37条により、本書面の交付を義務付けられています。

相手の方が登録をする、しないに関わらず紹介者の記入欄をすべて埋めたうえで必ず書面の交付を行って下さい。

アトミの製品やビジネスを理解して頂き皆さまが安心して参加していただける為の書面です。

ご登録にあたってはよくお読みになり、十分ご納得の上でご契約いただきますようお願い申し上げます。

又、本書面の内容と商品等の全てについて「特定商取引法」「医薬品医療機器等法」他関連法規を遵守していただけない場合は処罰されることもあり、退会勧告、除名等の処分、また弊社が損害を被る場合は賠償請求させていただく場合もございますので、十分ご理解いただき正しくビジネス活動を行って頂きますようお願い致します。



会社概要

社 名 : アトミジャパン合同会社(以下「アトミ」という)
所 在 地 : 〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町2-47-3浜町パークサイドMINビル
T E L : 03-6705-8640
F A X : 03-6806-8641
E - M A I L : atomyjp@atomy.kr
U R L : www.atomy.com/jp
代表社員 : 朴 ハンビツ
事業内容 : 化粧品の製造及び生活用品の輸入、販売等

特定負担

アトミメンバー（以下「メンバー」）登録は無料です。
登録後1年以内に商品購入が必要となります。
この商品購入は特定負担となります。

メンバー資格

- 1 日本在住であり、それが公的証明書類で確認できること。**
 - ※ 外国籍である場合：外国人証明書あるいは、在留カードを保有し、販売活動が可能な(就労許可を受けている)在留資格をもつ方。
 - ・ 就労制限がない在留資格：永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者
 - ・ 上記5つの資格以外の場合、資格外活動許可証印がある方。
- 2 登録時点で満20歳であること**
(大学生、高等専門学校、専修学校、予備校生等文部科学省認定校に在籍する方は除く)
 - ※ 被扶養者であることが明確な場合は登録ができません。
- 3 公務員、成年被後見人、精神疾患患者、被保佐人等の制限行為能力者、精神保護福祉等に基づく保護審判を受けた方でないこと。**
 - ※ その他メンバーとして活動が困難であるとアトミで判断した場合、メンバーになることができません。
- 4 暴力団関係者、無資力者でないこと。**
 - ※ その他アトミの裁量による適格性の観点から適当でないと判断した方はメンバーになることができません。

- 5 概要書面の定めに従いアトミにメンバーとして登録することを必要とする。
- 6 新規登録月あるいは最終購入月の翌月から12ヵ月目となる月末までに商品購入実績(PV)がない場合、そのメンバーは自動的に登録を解除されメンバー資格を失効する。
- 7 如何なる理由を問わずメンバー登録を抹消(以下「登録抹消」という)された方が新たにメンバーになる場合、概要書面の定めに従い新規登録を行うこと。

CHAPTER

03 メンバー登録手順

- 1 新規登録を行う場合、既存メンバーの推薦(以下「紹介者」という)を必要とします。
- 2 紹介者より必ず「概要書面」の交付を受け、概要書面に記載されているシリアルナンバーをアトミ所定のオンライン(以下「ホームページ」という)登録画面に入力し、メンバーIDを取得します。
- 3 **メンバー登録は愛用者登録とビジネス登録があります。**
 - ・ 愛用者登録はホームページから登録後メンバー登録完了となります。
 - ・ ビジネスメンバー登録は、ホームページ登録後必要書類(※注 下記の「必要書類について」をご参照ください)を「会員認証申請書」(別紙1)に添付、アトミまで提出し、アトミ所定の事務手続きを経てメンバー登録完了となります。※ 尚、登録日はアトミ所定審査により承認した日とします。
- 4 アトミ所定のホームページからメンバー登録した後、申込み者本人に「契約書面」が発送されます。
※ 尚、登録日はアトミ所定審査により承認した日とします。

(※注) 必要書類について

A 身分証明書の写し

日本国籍の方

住民票、免許証、パスポート等の、日本語で書かれたお名前と生年月日が確認できる公的な、いずれかの身分証1点が必要になります。

外国籍の方

住民票、外国人登録証、在留カードのいずれかの1点が必要になります。

※ いずれの身分証明書も、有効期限の切れたものや失効したものは使用できません。

B 銀行預金口座の写し

銀行名、支店名、口座番号と名義人(フリガナ)が確認できる銀行預金口座の写しが必要となります。

※ 提出された A 身分証明書上のお名前と B の口座名義人が完全に一致しない場合は登録することができません。

04 登録申請時の注意事項

- 1 メンバー登録における申込み者氏名は、公的証明書類に記載されている氏名と同一でなければなりません。
- 2 アトミからメンバーに支払うコミッション送金先として預金口座（以下「登録口座」という）は、お申込みをされたご本人様の名義であること。尚、仮口座、第三者名義の口座は使用できません。
- 3 登録住所が提出された身分証明書と異なる場合は、アトミの書面による承認を必要とします。
 - ※ ホームページ登録完了し会員番号(ID)を取得後、「契約書面」が登録住所に発送されます。
 - ※ 契約書面発送後、アトミに返送された場合はホームページでのログインができなくなりますのでご注意ください。
- 4 同一名義での複数メンバー登録（以下「重複登録」という）はできません。また、同一名義及び他名義(家族等)に関係なく、実際的な活動がアトミの審査により、同一人物とみなす場合、重複登録と判断されます。重複登録が存在する場合、登録日を基準とし、初回のメンバー登録のみ存続し、その他メンバー登録は登録抹消されます。
 - ※ 尚、メンバーとして登録完了後の登録名義変更は不可となります。
- 5 愛用者メンバーについて
 - A 愛用者メンバーで登録後、ビジネスメンバーに変更する事ができます。
 - B 愛用者メンバーからビジネスメンバー登録に変更する場合、必ずアトミ所定専用用紙「会員情報変更申請書（愛用者→ビジネス変更）」（P27の別紙2）にて必要書類を添付の上、アトミまでFAX（もしくはモバイル認証・メール）してください。
 - C 愛用者は、自己レベルのみ取得し、傘下グループの売上PVは累積されません。また、愛用者メンバーからビジネスメンバーに変更した場合、自己レベルはそのまま維持する事ができます。
- 6 個人情報変更について
メンバーは個人情報(住所、電話番号、結婚等による名前の変更など)の変更が発生した場合、直ちにアトミまで「会員情報変更申請書(B)」（P28の別紙3）の提出をお願い致します。当該書類の未提出に伴い生じたすべての不利益(郵便物の返送など)の責任は当該メンバーが負うこととなります。これにより生じた損害をアトミは当該メンバーに請求することができます。

7 著作権及び肖像権について

アトミで製作、編集して使用されているすべてのコンテンツ(映像、広告物、カタログなど)の著作権は、アトミが所有し、自らが主催する行事で撮影した映像及び画像等の著作権も、アトミが所有しています。アトミが主催するすべての行事では、映像機器を通じた撮影が行われ、肖像権に関する責任は、各メンバーが負います。尚、メンバーは撮影を拒否することができ、肖像のコンテンツへの使用を拒否することができます。拒否の意思は、事前にアトミへ告知しなければなりません。

- ※ 各申請書の書式は、26ページ以降にある書式の写しをとり作成してください。
また、書式はアトミのホームページ (www.atomy.com/jp)
「マイオフィス」→「顧客ハッピーセンター」→「資料室」からダウンロードすることが可能です。

※ 代表的な主要商品は以下のとおりです。
 主要な商品とその価格(税込)

SKIN CARE



アトミエイソルートセレクトィブスキンケア6種

[J00207] (PV) 130,000 PV (¥) 25,900円 [1set]



アトミ スキンケア6種

[J00201] (PV) 100,000 PV (¥) 16,751円 [1set]

HEALTH CARE



アトミ 紅参丹

[J00107] (PV) 27,500 PV (¥) 8,910円 [1set]

ORAL CARE



アトミ 歯ミガキ(5個入り)

[J00501] (PV) 10,000 PV (¥) 2,495円 [1set]

HOME CARE



アトミ 台所洗剤

[J00801] (PV) 2,400 PV (¥) 1,049円 [1ea]

FOOD



アトミ オリーブ油で焼いたのり(24個入り)

[J00901] (PV) 1,000 PV (¥) 1,296円 [1set]

06 購入方法

- 1 商品の購入は、メンバー価格で提供しております。
- 2 アトミ所定のインターネット及びモバイルアプリ(2018年4月16日より)でのご注文となります。

07 商品の引き渡しの時期及び方法

- 1 アトミがご注文に対するご入金確認後(代引きは、注文受付後)、2営業日以内に弊社指定の配送業者に引渡し、お届け致します。
- 2 お届け時期の目安は、配送エリアによって異なりますが、3～5営業日となります。(発送先は日本国内に限ります。)
- 3 お届け先が沖縄・離島などの一部地域では配送が遅れる場合があります。
- 4 天災やストライキなどの不可抗力発生時並びに入荷待ち、受取人不明および住所入力ミスや不備といった場合は、配送が遅れる場合がございます。

08 お支払い方法及び配送料金

代金引換

- A** 商品到着時、商品と引き換えに代金をお支払いください。

※ 代引手数料とご注文金額により別途配送料がかかります。

※ 沖縄県及び離島につきましては、代金引換払いは行っておりません。

商品代金	代引手数料 (税別)
1万円未満	300円
1万円以上～3万円未満	400円
3万円以上～10万円未満	600円
10万円以上～30万円まで	1,000円

カード決済

- A 分割払いは不可となります。
- B 毎月の個人決済上限額があります。詳細はホームページをご参照ください。
- C 決済可能なクレジットカードは日本国内のVISA、MasterCard、JCBです。
- D カード決済完了後の注文取消しの場合は、早めに顧客ハッピーセンター(03-6705-8640)までご連絡ください。
- E 決済完了後商品が出荷した場合、取消処理ができかねます。
- F カード決済についてのご質問は下記にお問い合わせください。

カード有効期限、残高不足、決済エラーなど、ご質問は下記にお問い合わせください。
カスタマーサポート(24時間365日)

TEL:0570-03-6000 (つながらないときは03-3498-6200)

E-MAIL:creditinfo@axes-payment.co.jp

決済完了メール送信元は creditinfo@axes-payment.co.jp (迷惑メール設定を解除)

ペイジー決済 / 情報リンク方式、オンライン方式

- A 日本国内所属メンバーのみ使用可能です。
- B 個人情報に不備がある際(特に携帯番号、メールアドレス)、決済時にエラーが発生しますので、決済前に必ずご確認ください。

配送料金 (1回のご注文時) (2016年11月1日から適用)

注文金額	配送料金
10,101円以上	無料 ※沖縄県及び、離島の場合 650円
10,000円以下	500円 ※沖縄県及び、離島の場合 1,200円

CHAPTER

09 バイナリーシステムの採用

メンバーがビジネス活動を行い、アトミの商品の売上に貢献したことへの宣伝活動費(報酬プラン)であるコミッションの算定方法として、バイナリーシステムを採用しています。

※ 一切ノルマはありません。

10 マーケティングプラン

- 1 ポイントとは(以下「PV」という)各商品に設定されており、商品購入者に対して発生します。
- 2 日曜日と毎年1月1日(元日)は売上日の指定ができません。
- 3 ボーナス為替はアトミジャパンの裁量にて変更になる場合がございます。
※ 変更になる場合は前年度の平均為替を基準とします。
- 4 メンバーの総支給ボーナスは達成PVの70%を精算し、アトミから当該ビジネスメンバーに支給します。
※ アトミ全世界総売上の35%を超える場合は電算で自動加減調整します。

自己レベル及び取得条件

販売員	エージェント	特約店	代理店	総販
1万PV～30万PV未満	30万PV以上或は、販売員として前月小グループ実績60万PV以上	70万PV以上或は、エージェントとして前月小グループ実績140万PV以上	150万PV以上或は、特約店として前月小グループ実績300万PV以上	240万PV以上或は、代理店として前月小グループ実績480万PV以上

ベーシックボーナス

(アトミの全世界での総売上PVの44%をタイトル別点数により支給)

管理者タイトル	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
自己レベル	販売員	エージェント	特約店	代理店	総販	総販	総販	総販
一日小グループ実績	累計30万PV以上	累計30万PV以上	70万PV以上	150万PV以上	240万PV以上	600万PV以上	2,000万PV以上	5,000万PV以上
点数	5点	15点	30点	60点	90点	150点	250点	300点

- ※ 左右各ラインにおいて、小さいグループの総売上累計PVでカウントされます。ボーナス発生後、カウントされた累計PVはゼロ(0)になります。
- ※ ベーシックボーナスは毎日締切り、水曜～翌火曜日までの1週間分を翌々火曜日に計上し、まとめて毎月2回指定日に支給します。

タイトルボーナス

(アトミの全世界での総売上PVの20%をタイトルに応じて支給)

タイトル	資格取得維持条件	タイトルボーナス
SM (セールスマスター)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1日～15日、16日～月末に左右ラインの小グループ売上が250万PV以上の特約店 ■ 小グループ売上が30万PV以上の場合、本人の発生PVが小グループに合算可能 	世界全体の売上PVの10%をSMに均等分配
DM (ダイヤモンドマスター)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 左右ライン各2名以上SMに育成した代理店 	世界全体の売上PVの5%をDM以上で均等分配
SRM (シャロンローズマスター)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 左右ライン各2名以上SMに育成した代理店 	世界全体の売上PVの2%をSRM以上で均等分配
STM (スターマスター)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 左右ライン各2名以上SRMに育成した総販 	世界全体の売上PVの1.2%をSTM以上で均等分配
RM (ロイヤルマスター)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 左右ライン各2名以上STMに育成した総販 	世界全体の売上PVの1%をRM以上で均等分配
CM (クラウンマスター)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 左右ライン各2名以上RMに育成した総販 	世界全体の売上PVの0.5%をCM以上で均等分配
IM (インベリアルマスター)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 左右ライン各2名以上CMに育成した総販 	世界全体の売上PVの0.3%をIMグループに均等分配

※ タイトルの期間は、毎月1日～15日と16日～月末に締切り。

昇格基準

タイトル	昇格の基準	昇格の条件
SM (セールスマスター)	昇格期間制限はありません。	1. タイトル連続維持条件無し 2. 会員資格維持期間制限無し 3. ダイヤモンドマスターから同時に2段階昇格不可
DM (ダイヤモンドマスター)		
SRM (シャロンローズマスター)		
STM (スターマスター)	本人が前回取得したタイトルを3回以上維持した後、4回目から昇格可能	
RM (ロイヤルマスター)		
CM (クラウンマスター)		
IM (インベリアルマスター)		

タイトル昇格によるボーナス（※以下「プロモーション」という）

SM (セールスマスター)	DM (ダイヤモンドマスター)	SRM (シャロンローズマスター)	STM (スターマスター)
<ul style="list-style-type: none"> ・アトミスキンケア6種2箱 ・イブニングケア4種1箱 	<ul style="list-style-type: none"> ・アトミスキンケア6種2箱 ・イブニングケア4種1箱 ・ノートパソコン或はこれに相当する電子機器 1台 	<ul style="list-style-type: none"> ・現金 (会社規定による金額) ・海外3泊4日旅行券2枚 (直系家族) 	<ul style="list-style-type: none"> ・現金 (会社規定による金額) ・海外3泊4日旅行券4枚 (直系家族)
RM (ロイヤルマスター)	CM (クラウンマスター)	IM (インペリアルマスター)	
<ul style="list-style-type: none"> ・現金・法人カード・高級乗用車1台貸出 (会社規定による金額) ・海外10泊11日旅行券4枚 (直系家族) 	<ul style="list-style-type: none"> ・現金・法人カード・高級乗用車1台 (会社規定による金額) ・海外10泊11日旅行券4枚 (直系家族) 	<ul style="list-style-type: none"> ・現金・法人カード・高級乗用車1台 (会社規定による金額) ・海外10泊11日旅行券4枚 (直系家族) ・事務所の賃料と個人秘書・運転手の給料 (会社規定による金額) 	

プロモーション金額算定基準

現金プロモーション		商品プロモーション
SRM (シャロンローズマスター)	現金200万ウォン	<ol style="list-style-type: none"> 1. 商品は、購入コストとする。 2. ノートパソコン或はこれに相当する電子機器:65万ウォン以上 3. スターマスター以下海外旅行:80万ウォン以上/1人 ロイヤルマスター以上海外旅行:400万ウォン以上/1人 4. ロイヤルマスター高級乗用車貸出料:100万ウォン/月 5. クラウンマスター高級乗用車:6,400万ウォン インペリアルマスター高級乗用車:7,800万ウォン 6. オフィス家賃:250万ウォン/月 7. 秘書月給:150万ウォン/月 運転手月給:200万ウォン/月
STM (スターマスター)	現金1,000万ウォン	
RM (ロイヤルマスター)	現金5,000万ウォン	
CM (クラウンマスター)	現金3億ウォン	
IM (インペリアルマスター)	現金10億ウォン	

センターボーナス

各センターに所属しているメンバー会員の売上PVの6%を、アトミからセンターを運営するセンター長に支給します。尚、このセンターボーナスは、事務経費等のセンターを維持させるための支援金とします。

※ 売上PVは、日本国内所属メンバーの国内売上を基準とします。

CHAPTER

11

コミッション（特定利益）受給資格

メンバーがコミッションを受け取るためには、以下のすべての条件を満たす必要があります。

- 1 メンバー登録日から1年以内に自己購入実績(PV)*のある方。

2 メンバー資格維持期間内に傘下左右グループの実績(PV)のある方。

※ 自己購入実績 (PV) について

1 代金引換の場合

A 代金引換の場合、商品代金の支払い日が売上日となります。

※ 商品代金を支払って売上日及びPVが反映されなかった場合、事実が確認できた日を基準として韓国本社システムに合わせPVを反映致します。

B 配送商品を受け取らずアトミへ返送され、尚且つ最終購入日から1年以上経過している場合は、コミッション受給権利を失い、購入日の前日まで累積されたPVも抹消されます。

2 振込みの場合

A メンバーが商品を注文し、規定期間内に代金のお振込みが完了した時点でコミッション受給資格を得られます。

B 注文後、ご入金が確認できず、尚且つ最終購入履歴から1年以上経過している場合は、コミッション受給権利を失い、購入日の前日まで累積されたPVも消滅されます。

CHAPTER

12 コミッション支給 (調整金)

1 コミッション支給日は、毎月2回 / 7日と22日に支給します。

※ 該当日が銀行休業日の場合、前日営業日を基準とし支給されますが、韓国本社システムに合わせ、翌日営業日に支給される場合もあります。

2 コミッションの発生ごとに所定の振込手数料、その他会社内部の規定により適正調整金がある場合はそれらを除いた額が支給されます。

3 コミッション調整金は主に、アトミから誤って過払いとなったコミッションを調整するもの以外に次のようなものがあります。個人登録メンバーへのコミッションの場合は、発生したボーナスから、源泉所得税を差し引いた金額で支給します。

※ 既存登録された法人メンバーは除外となります。

4 メンバーへのコミッション支払い後、何らかの理由によりコミッションの算定基礎となった商品が返品になった場合、当該商品に関わるコミッションは次回の当該メンバーに支払われるコミッションで調整します。また、当該メンバーに付与されるべきPVも調整を行います。

- 5 メンバーが本契約及びビジネス活動規約を遵守せず、不正な方法で勧誘しアトミへ損害を与えた場合、相当額の調整を行います。
- 6 コミッション支給額が振込手数料より少ない場合は消滅処理になります。コミッション振込手数料はアトミジャパンが指定する支給銀行手数料を基準とします。

CHAPTER

13 登録撤回による登録抹消（クーリング・オフ）

- 1 本契約に従って新規メンバー登録を行ったメンバーは、商品購入に関して特定商取引法で定める連鎖販売取引におけるクーリング・オフ期間内であれば、如何なる場合でも登録の撤回の申し出が可能となっております。
※ 尚、クーリング・オフによりメンバー登録抹消になった場合、アトミとの契約は当初に遡って無効となります。
- 2 クーリング・オフ期間を過ぎた場合で登録抹消を希望するメンバーは、本契約による所定の退会手続きが必要となります。

CHAPTER

14 期間満了による登録抹消

メンバー登録期間は、原則として、新規登録した月あるいは、最終購入月の翌月から12ヶ月目となる月末までに、商品購入実績(PV)がない場合、自動的に登録が解除されます。

※ 登録期間が満了してから商品の購入を希望される方は、再登録が必要となります。

CHAPTER

15 退会による登録抹消

- 1 メンバーが、アトミとのメンバー契約関係の解除を希望する場合、契約の定めに従いインターネット会員ページから任意で退会を行うか、アトミ所定用紙の「退会申請書」(P29の別紙4)あるいは、自身で「退会届」を作成し、退会者本人の身分証明書の写し(03-3のA) (注)に記載されているものを添付し、必要事項を記入・署名・捺印の上契約書面と共にアトミ宛てに送付してください。当該メンバーが自身で退会されたものとし、速やかに登録抹消となります。(※当該メンバーの登録は抹消されますが、ID番号は消滅しません。)
- 2 退会による登録抹消を行われた方は、メンバーに割り当てられたポジションを再度利用する事はできず、メンバーとしてのアトミに対する一切の権利を放棄したものとします。

- 3 登録抹消以前に発生したコミッションであっても、登録抹消以降にコミッション支払日が到来する場合には、原則としてアトミから登録抹消を行われた方へのコミッションの支払いはありません。
- 4 退会により登録抹消が行われたメンバーについて、計算上コミッションの調整金があった場合には、登録抹消の有無に関わらず、アトミがメンバーにコミッションの調整金を請求します。

CHAPTER

16 メンバーの再登録について

- 1 アトミメンバーが資格を更新せずに(最終購入日の翌日から12カ月目となる月末までに商品購入実績(PV)がない場合)自動退会になった場合、退会日の翌日から再度メンバー登録が可能となります。
 - A タイトル保持者が自動退会した場合の再登録においては、セールスマスターは12ヶ月、ダイヤモンドマスター以上は24ヶ月、その間に全くアトミビジネス活動を行っていない場合のみ(以下「非活動期間」*という。)再度メンバー登録の申請が可能となります。但し、非活動期間に関する判断の最終決定権はアトミにあります。
 - B 本人同意なしの売上キャンセルによる退会は認められません。メンバー再登録に関する判断の最終決定権はアトミにあります。

※「非活動期間」とは、以下の行為をアトミビジネス活動とみなし、退会以降にこれらの行為を一切行っていない期間を示す。

 - メンバー登録せず(非メンバー)、アトミと関連した販売活動を行うすべての行為。
 - アトミビジネスと関連する教育、広報、支援(又は後援)活動等に参加するすべての行為。
 - 自己消費及び自己消費以外の商品購入。
- 2 アトミメンバーが自ら任意で退会した場合は退会日から12ヶ月(365日)間、非活動期間を経過後に再度メンバー登録の申請が可能となります。但し、非活動期間に関する判断の最終決定権はアトミにあります。
- 3 自ら任意で退会したメンバーが非活動期間にアトミビジネス活動を行ったと判断される場合、退会前の会員番号への強制復帰、非活動期間の延長あるいは永久除名がなされます。
- 4 メンバーが自ら任意で退会する際に求められる12ヶ月間の非活動期間の規定への違反に関して、退会前のスポンサーは違反事実の発生日から2年が経過した後は、苦情を申し立てることができません。但し、既存メンバー(本人)が自動退会になった場合、退会日から2年経過した後は、再度メンバー登録の申請が可能となります。

- 5 P21の23.違反者に対する処分に基づきメンバー資格を失ったメンバーに関して、アトミはメンバー登録を永久に拒否することができます。

CHAPTER

17 商品の交換について

- 1 メンバーが購入した商品の中身の欠陥や容器の破損により、交換を希望する場合、その要望が正当だと判断されれば、購入商品と同一商品との交換が可能です。(メンバーの過失によって起こった商品破損の場合は不可)。「交換申請書」(P30の別紙5)を同梱の上アトミまでご送付ください。商品到着後代替商品をお送りします。

※ 代替商品の配送料はアトミが負担します。

※ 交換商品は必ずアトミからの購入商品に限ります。(店売されたものや輸入品などは対象外)

商品交換規定基準

- A 商品の中身に欠陥があった場合
- B 商品の容器が破損していた場合
- C 配送時に商品が破損した場合

- 2 メンバーの注文ミスにより商品交換を希望する場合、対象商品と同じ金額、同じポイント(PV)で未使用・未開封の商品であり、かつ破損・汚損していない場合に限り、アトミによってその要求が正当だと判断されれば交換可能となります。なお、交換希望商品のアトミへの配送料金は個人負担になります。

CHAPTER

18 メンバー都合による返品(中途解約・返品)

- 1 中途解約・返品について

特定商取引法で定める連鎖販売取引におけるクーリング・オフ及び、メンバーの過失により商品が破損した場合を除いて、メンバーが会員登録日から1年以内であり、次に掲げる商品保証条件^(※)のすべてを満たしていれば、クーリング・オフ期間を経過しても、自己都合による中途解約・返品が可能です。この場合、返金金額から事務手数料として購入価格の10%を差し引いた金額を返金させていただきます。なお、中途解約の場合、メンバー登録は自動的に抹消されるものとし、解約日以前に発生したポイント(PV)、未払いコミッション及びポジションのすべても抹消されません。中途解約後の再登録は、メンバーの再登録期間に準じますが、アトミの判断により再登録を拒否することができます。

※ 商品保証条件

- A 商品の引渡しを受けてから90日以内の商品であること。
- B メンバー自身が購入した商品で、自己の意思で返品する場合であること。
- C 未使用・未開封の商品であり、かつ破損・汚損していないこと。
- D 商品は必ずアトミからの購入商品であること。（店売されたものや輸入品などは対象外）

中途解約関連禁止行為 メンバーは次の各号の行為をしてはなりません。

- A 他メンバーの中途解約などを妨害する目的で、商品の一部を破損したり、住所・電話番号等を変更し連絡をとれなくしたりする行為、または返品を抑制する目的で商品の使用の遅延を誘導する行為。
- B 本人同意なしの商品返品または交換行為。
- C 故意に商品を返品または返品と退会を同時に行い、本人名義/偽名で他のラインに登録する行為、またはこのような加入を誘導する行為。
- D 他の会社に移動のため、他のメンバーの返品を意図的に誘導し、組織的に集団返品する行為。

2 メンバーの都合による返品について(中途解約以外)

メンバーがアトミから購入した商品の返品・返金を要求した場合、商品保証条件を満たしており、かつ、アトミによってその要求が正当だと判断されれば一部が返金可能となります。この場合、返金金額から事務手数料として購入経過期間に伴う返品控除率(このページ下記の表)に応じた金額を差し引いた金額を返金します。

購入経過期間に伴う返品控除率

期間	控除率
購入日から1ヶ月 以内	返品金額の 10%
1ヶ月～2ヶ月 以内	返品金額の 20%
2ヶ月～3ヶ月 以内	返品金額の 30%
3ヶ月 以上	返品不可

3 返品に関する共有事項

- A 返品の際は、「返品申請書」(P31の別紙6)あるいはメンバー任意の書面に必要事項を記入して返品申請書を作成し、商品とともにアトミへ返品をお願いします。この際に発生する送料はメンバー負担となります。着払いで届いた場合、返品金額から送料分を差し引きます。
- B 返品理由が適切と判断されない時、また返品申請書の同封がない時は、返品された商品を再度返送する場合があります、この場合の送料はメンバーの負担として着払いにて手続きします。

- C** 返金手続きは、アトミが返品商品と返品申請書を受領してから速やかに完了するものとします。返金は商品を購入したメンバーの登録口座への振込みで行われます。
- D** 商品購入による、当該者と当該者以外に発生及び累積されたPVについては、返品に関わる当該メンバー及び系列上位すべてのメンバーの累積PVがマイナス調整の対象となります。
- E** 返品する当該取引に関して支払い済みのコミッションがある場合は、これを差引きます。尚、これに伴うコミッションの変動は系列上位のすべてのメンバーのコミッションに反映されます。

セット販売商品を返品する場合

- A** セット販売商品は、購入時の製品数量（エージェント、特約店、代理店、総販）のまま返品していただく必要があります。
 - B** セット販売商品を購入後、やむを得ず一部セットのみの返品が発生する場合、該当製品のエージェント価格から購入経過期間に伴う控除率に応じた金額を差し引き、返品セット数量を掛け合わせた金額が返金されます。
- ※ 支給されたPV に関しては、購入製品分がマイナス処理されます。

肌トラブルによる返品の場合

アトミでは、各商品に記載された使用上の注意事項を遵守されなかった場合に発生したすべてのトラブルについて、一切責任を負いません。必ず、各商品の使用上の注意事項をお読みいただきご使用ください。

その他

- A** アトミは過多在庫保有者に対し、アトミの裁量において、購入申込みを拒絶し、また申込みを承諾した場合はこれを撤回し、さらに今後の商品購入を制限する事ができます。
- B** メンバーがアトミから購入した商品を、非会員に小売販売した場合、非会員より正当な返品要請を受けたにもかかわらずメンバーが返品の手続き（返金）を行わない場合、アトミの裁量により非会員の返品を許可して、アトミがメンバー代わりに返金する場合があります。その場合、アトミは非会員に対する返金代金を当該メンバーに請求する事ができます。

CHAPTER

19 一身専属

メンバー資格は当該メンバーに一身専属的なものであり、第三者に譲渡することはできません。

- 1** メンバー資格から発生する権利の全部、もしくは一部をアトミの書面による承諾なしで第三者へ譲渡する事はできません。譲渡されるメンバーがコミッションを受給する権利はその金額が確定しているか否かに関わらず、第三者に譲渡することはできません。
- 2** 個人メンバーが死亡した場合、相続や遺贈によるメンバー資格の承継は認められます。ただし、当該メンバー死亡日より90日以内に申し出があった当該メンバーの一親等以内の一名の親族に限り、以下各号の要件を全て満たす場合において所定の手続きを経てアトミの裁量で当該メンバーの資格の承継を認め、当該メンバーの有したポジションの全部または、一部の承継を当該親族に認めることができます。

尚、この資格の承継に関しては、個人メンバーの権利では一切なく、あくまでもアトミの排他的な裁量で定めるものであり、この点については個人メンバーが予め承諾し、一切異議を申し立てないものとします。

- A 当該親族が当該メンバーの生前のビジネス活動を十分に補助していたとアトミが認めること。
- B 当該親族が、本人規約及びビジネス活動遵守事項の遵守を文章にて誓約すること。
- C 死亡した当該メンバーの相続人の間で遺産分割協議が終了するなど、相続人の間で相続に関する紛議は一切存在しないとアトミが認めること。
- C その他、メンバーの資格継承について問題がないとアトミが認めること。

- 3 当該メンバー死亡後に、アトミから支払われていたコミッション相当額を受領者はアトミに返還する義務を負います。ただし、規定により遺族への承継が認められた場合には返還する必要はありません。

CHAPTER

20

新規勧誘についての禁止事項

メンバーは新規勧誘活動の際、以下の内容は禁止されております。

- 1 迷惑を覚えさせるような方法で勧誘すること。
- 2 製品の機能、含有物・容量・使い方等において誇大表現をすること。また、指定・認定・推奨等を受けていない特定団体や、地方公共団体等の名称を使用して説明すること。
- 3 未成年・学生・成年被後見人・活動が十分にできない精神疾患患者・その他暴力団関係者に勧誘すること。
- 4 製品について十分説明せず、薬効をうたうこと。
- 5 勧誘時に、クーリング・オフについての説明を怠ること。また法律に基づいてクーリング・オフの行使を妨げるような言動（不実の告知または威迫行為等）を行い、誤認または、困惑させること。
- 6 射幸心を煽るような言動で勧誘すること。
- 7 契約の締結について勧誘する際、または契約解除を妨げるため、製品の機能、特定負担、特定利益、解約について、あるいは、相手の判断に影響を及ぼす重要事項について、故意に事実を告げず、または不実の事を告げること及び、それをそそのかすこと。
- 8 契約の締結について勧誘する際、または契約の解除を妨げるため相手またはその関係者に威迫して困惑させること、及びそれをそそのかすこと。

- 9 商品の購入・販売・紹介活動を強要すること。知識・経験・財産の状況を照らし、不相当と認められる勧誘を行うこと。その他、相手の判断力の不足に乗じて契約させること。
- 10 勧誘目的を隠し、公衆の出入りしない場所に、つれこみ勧誘し契約させること。
- 11 断っている相手にしつこく勧誘をすること。

CHAPTER

21 その他 禁止事項

アトミでは以下のことを禁止しているため、メンバーは細心の注意を払い活動する必要があります。

- 1 アトミビジネス活動を利用して、アトミから支給されるコミッション以外に、紹介料等の名目を問わず、不当な利益を相手方より得ること。
- 2 契約に基づく債務、またはその解除によって生じる債務の全部、または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させること。
- 3 アトミ及びメンバーに対して損害を及ぼすこと。
- 4 アトミにおけるビジネス活動の場を利用して、他のメンバー（紹介者とそれ以外の系列を含む）に対してアトミとは関係ない活動を行うこと。（政治活動・宗教活動・他社ビジネス活動・情報提供・名刺交換等）
- 5 「特定商取引法」「医薬品医療機器等法」その他関連法令に違反すること。
- 6 商品購入・メンバー登録・これらに関わる契約締結を勧誘する際「名義貸し」「消費者金融等への借入れの教唆」等、不正な行為を促すこと。
- 7 個人より無断で制作した宣伝・広告物（インターネット、パンフレット、チラシ等一切の広告、販促物を含む）を使用し、アトミのビジネス活動を行うこと。
- 8 アトミ以外で類似した商取引、ネットワークビジネス、連鎖販売取引を行うこと。
- 9 アトミの社名、商標、ロゴマーク等を無断で用いること。
- 10 アトミに迷惑となるような行為を行うこと。またアトミを誹謗・中傷・侮辱・その他アトミの信用を著しく損なう行為。
- 11 商店、バザー、インターネット（例：ネットオークション）等で商品を販売、陳列、展示、宣伝、メンバーを募集すること。また明らかにこのような行為をする人に販売すること。

- 12 アトミ以外の企業名やグループを騙って勧誘すること。アトミ以外の企業やグループに迷惑をかけること。
- 13 マップにある個人情報了他者へ漏らすこと。
- 14 アトミメンバー登録後にラインの変更、重複登録、インターネット販売、その他禁止事項の助長あるいは、協力する行為。

※ アトミへのトラブルの報告があり、アトミが必要と判断した場合、当該メンバーはそのトラブルの内容に対して釈明が求められ、問題が円満に解決されるまでは当該メンバーの活動資格は停止されます。

CHAPTER

22 抗弁権の接続

本項は特定商取引に関する法律及び同法施行規則により記載するもので、アトミではローン提供販売又は、割賦販売、割賦支払いにより、購入したメンバーはローン提供販売又は割賦購入から代金支払いの請求を受けたときにアトミに対する「抗弁事由」がある場合、その抗弁事由で当該支払の請求をする信販会社等にも抗弁する事で支払請求を拒否する事ができます。

CHAPTER

23 違反に対する処分

メンバーは「特定商取引法」「医薬品医療機器等法」その他の関連法令、本契約に違反する行為、及び社会ルールに反するビジネス活動を行った場合、諸般の事情を考慮した上で、以下いずれかの処分または複数の処分に従えるものとします。また、アトミホームページ等に懲戒処分者の氏名とその理由を公表する場合があります。

- 1 除名処分
- 2 退会勧告処分
- 3 活動停止処分
- 4 コミッションの減額及び支払い停止処分
- 5 戒告等の懲戒処分さらに、メンバーによる違反でアトミが損害を被った場合、その被った損害を賠償請求させていただく場合があります。また、メンバーがアトミビジネス活動を行うにあたり、本書面の記載事項を遵守されないと「特定商取引法」、「医薬品医療機器等法」等によって刑罰される事があります。厳重に注意してください。

24 メンバー契約の解除

- 1 メンバーは、下記のいずれかに該当する場合、メンバー資格を失効します。
 - A 禁止事項に違反し、2回以上のメンバー停止処分を受けた者。
 - B メンバー登録の際に、自身の身分を詐称し虚偽の内容で登録した者。
 - C アトミのイメージ及び信用を著しく損なう営業的損失を惹起した者。
 - D 他のアトミメンバーに対して、他社のネットワーク会社又は、ネットワーク会社（類似した訪問販売、後援訪問販売を含む）の製品又は、ビジネスを勧誘（紹介、登録誘導/登録させる行為等）、広告、販売など、これらに関する行為を行う者。※ これらすべてを判断する最終的な決定権はアトミにあります。
- 2 アトミの裁量により、重大な物議を引き起こしたメンバーに対し、活動資格の停止手続きなしでメンバー資格を解除することができます。メンバー資格が解除された場合、メンバーはアトミとすべての法律的な契約関係が解消され、メンバーとしてあらゆる権利も行使することはできません。
- 3 アトミは、違反した当該メンバーのメンバー資格を解除することに当たり、当該メンバーの処分だけでなく、事案の程度によって当該メンバーの上位（スポンサー）メンバーに対して、教育指導・後援の義務または、タイトル獲得者としての管理責任等を総合的に判断し、当該メンバーの上位タイトル獲得者（直上位ではなく、全タイトル獲得者に該当）に関しても、懲戒処分を適用することが可能となります。

25 準拠法及び管轄権

概要書面及び契約書面に関連してなされるアトミとメンバーとの間の契約は、全て日本法に準拠して解釈されます。また本契約に関連して紛争が生じ、いずれかの当事者がもう一方の当事者を訴える場合は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

26 その他

アトミの内容や料金または、配送等に関わるすべての変更については、アトミ所定のホームページ「お知らせ」ページにて報告し、一任します。

27 個人情報の取扱いについて

- 1 アトミでは個人情報保護法に基づき、業務範囲から逸脱することなく個人情報を取扱います。
- 2 収集した個人情報をもとに商品の販売、発送ならびに代金等の授受を行います。そのため業務に関連する委託会社に情報を預託しています。また、当該メンバーの紹介者や上位系列のメンバーに対して請求者以下の紹介者もしくはグループの登録状況を確認するためID番号・氏名・都道府県・購入履歴を組織系列図(メンバーズマップ)として発行を希望するメンバーにWebにて提供します。これらは全て業務遂行上必須であり、ご理解いただけない場合登録する事ができません。
- 3 個人情報の開示については、インターネットでメンバー登録し、アトミに入会後「契約書面」を送付します。必ずご確認ください、申請された内容と相違する場合直ちに訂正致します。再度開示を要求する場合は、「登録確認書」の再発行(有料)ができます。

- ※ 上記内容については、顧客ハッピーセンター(電話:03-6705-8640)までお問い合わせください。
- ※ 個人情報保護管理者代理人はオペレーション責任者になります。
詳しくはホームページ(<http://www.atomy.com/jp>)にてご確認ください。

28 クーリング・オフ

クーリング・オフとは、契約書面受領日あるいは、初回購入商品の到着日のいずれか遅い方の日を起算日とし、起算日から20日を経過するまでは理由を問わず、商品購入を解約できます。

クーリング・オフの効力は、通知を発信したときから発生します。

クーリング・オフに際して損害賠償金や違約金を請求されることはありません。商品の返品費用は「アトミ」が負担します。速やかに商品代金が返金されます。

また、クーリング・オフ経過期間でも、クーリング・オフの行使を妨げるために、メンバーに対して説明や勧誘を行った人が不実な事を告げ、そのためにメンバーが誤認した場合、又は威迫を行い、そのためにメンバーが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は改めてアトミがクーリング・オフ妨害の解消のため書面を交付します。

この書面の交付を受けた日から20日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフの手続きを行うことができます。(簡易書留が確実です。)

クーリング・オフの手続き

クーリング・オフを行う場合、以下の例に従い書面(書式は自由)でアトミまで送付してください。書面の発送時からクーリング・オフが適用されます。

▼ 書面の記入事項と例 ※はがきでなくても可能です。

■ 宛先

〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町2-47-3浜町パークサイドMINビル
アトミジャパン合同会社 行

■ クーリング・オフ記載項目

1. 契約書面の受領日
2. 初回商品到着日(※あるいは受領日)
3. お申込者氏名
4. ご登録住所
5. ご登録電話番号
6. クーリング・オフを希望します
7. アトミ会員番号(IDという)(※不明であれば結構です)

記入例に従ってハガキ等の書面に必要事項をご記入の上アトミ宛に送付してください。

クーリング・オフを適用した場合

- 既に支払った商品代金は、速やかに全額返金致します。
- クーリング・オフによる返品商品の費用については、アトミが負担します。
(※着払いでご郵送ください。)
- アトミより契約解除に伴う損害賠償や違約金等その他の費用に関する請求はありません。
- メンバー登録は自動的に抹消されるものとし、メンバー登録する事によって生じたメンバーとしての権利義務は一切失われます。

クーリング・オフについて、不実の告知や妨害を受け、誤認または困惑があった場合は下記までご連絡ください。



顧客ハッピーセンター

TEL:03-6705-8640

FAX:03-6806-8641

受付時間 10:00~18:00

[月曜日~金曜日(祝祭日を除く)]

会員認証申請書

氏名		会員番号 (ID)	
生年月日	年 月 日	電話番号	
銀行名		支店名	
口座番号		名義人 (フリガナ)	
住所	〒		

身分証明書コピー添付欄

銀行通帳コピー添付欄

本人は.....年.....月.....日アトミジャパンのビジネス会員の認証を申し込みます。

申請者..... (印)

会員情報変更申請書

変更申請内容	愛用者からビジネス会員に変更		
氏名		会員番号 (ID)	
生年月日	年 月 日	電話番号	
銀行名		支店名	
口座番号		名義人 <small>(フリガナ)</small>	
住所	〒		

身分証明書コピー添付欄

銀行通帳コピー添付欄

本人は 年 月 日 アトミジャパンのビジネス会員変更を申し込みます。

申請者 (印)

会員情報変更申請書 (B)

氏名		会員番号 (ID)	
生年月日	年 月 日	電話番号	
住所			

■ 氏名変更

項目	変更前	変更後
氏名 (フリガナ)		
氏名 (ローマ字)		
連絡先	- -	- -

■ 口座変更

項目	変更前	変更後
銀行名/支店名	/	/
口座番号		

身分証明書コピー添付欄

銀行通帳コピー添付欄

本人は 年 月 日アトミジャパンの会員情報変更を申し込みます。

申請者 (印)

退会申請書

氏名		会員番号 (ID)	
生年月日	年 月 日	電話番号	
住所	〒		

身分証明書コピー添付欄

本人は(.....)のため、退会を申し込みます。

.....年 月 日

申請者..... (印)

交換申請書

氏名				会員番号 (ID)			
電話番号				所属センター			
返送日	購入日	コード	商 品 名	数量	金 額	支払方法	
交換の理由							

上記のように交換を申し込みます。

年 月 日

申請者 (印)

お届け先	〒 - (都道府県) (市区町村)
	詳細住所
	受取人: (フリガナ)
	連絡先: ()

交換案内

交換の基準は、本冊子P16に記載されています。ご申請の前に必ずご参照ください。
ご相談は顧客ハッピーセンター (電話 03-6705-8640) にてお受けしております。

返品申請書

氏名		会員番号 (ID)				
電話番号		所属センター				
返品区分	<input type="checkbox"/> 一般返品 <input type="checkbox"/> 中途解約による返品					
返送日	購入日	コード	商 品 名	数量	金 額	支払方法
返品の原因						

■ 払い戻し銀行情報

銀行名		支店名	
口座番号 <small>(払い戻し用)</small>		口座名義	

上記のように返品を申し込みます。

年 月 日

申請者 (印)

返品のご案内及び代金差し引き事項

返品及び代金差し引き%の基準は、本冊子 P16～P17に記載されています。ご申請の前に必ずご参照ください。ご相談は顧客ハッピーセンター（電話 03-6705-8640）にてお受けしております。



アトミジャパン合同会社

〒103-0007

東京都中央区日本橋浜町2-47-3 浜町パークサイドMINビル

TEL 03-6705-8640

FAX 03-6806-8641

MAIL atomyjp@atomy.kr

URL <http://www.atomy.com/jp>

ATOMY JAPAN